

平成29年2月8日

4. 産業廃棄物のリスクマネジメント

損保ジャパン日本興亜株式会社
大阪金融公務部第一課

1

産業廃棄物排出者責任保険のご案内 (おおさかサポートプラン)

環境汚染賠償責任保険・施設所有者管理者特約条項
(産業廃棄物排出者責任保険用)

平成29年2月8日



損害保険ジャパン日本興亜株式会社
大阪金融公務部 第一課

2

ご挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成13年4月以降数次にわたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物排出者の責任が強化されました。特に不法投棄における排出者の責任が強化され、投棄者が不明であったり倒産しているような場合には、排出者に対して投棄廃棄物の除去などの責任を課すこともできるように改正されました。

このような場合、排出者は無過失であっても、措置命令等に基づき、投棄廃棄物の除去、汚染土壌の浄化といった費用を負担することとなります。

平成24年に損保ジャパン日本興亜と大阪府は、「産業廃棄物の適正処理の推進に係る包括連携・協力に関する協定」を締結し、不法投棄に係わる排出者責任をカバーする「産業廃棄物排出者責任保険(おおさかサポートプラン)」を開発・販売しております。

排出者責任リスクをヘッジする1つの手段として、本保険をご活用いただければ幸いです。
敬具

3

1. 廃棄物処理法の改正と排出者責任

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正により、廃棄物を排出した事業者(以下、排出者といいます。)の責任が強化されました。

改正廃棄物処理法において強化された排出者の責任	最終処分までの確認義務の強化	<p>廃棄物の運搬・処理を委託した排出者は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度を利用して、適正に最終処分されたことを確認しなければなりません。</p> <p>この最終処分までの確認を怠ると、排出した廃棄物が不法投棄された場合、その投棄廃棄物の撤去等を都道府県知事から命じられることがあります。</p> <p>また、委託先の現状確認の努力義務が加わっています。</p>		
	不法投棄における排出者責任強化	<p>委託契約・マニフェストの交付が適正であっても、不法投棄があった場合で、不法投棄をした者が不明の場合や賠償資力がいない場合には、排出者が都道府県知事による措置命令の対象になることがあります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">不法投棄の責任が排出者に及ぶ場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①委託基準違反の委託 ②マニフェストの不交付・虚偽記載 ③最終処分の確認の怠り ④不法投棄した者が不明・賠償資力が不十分な場合で、排出者が過失により不法投棄されることを知らなかった等の場合 </td> </tr> </table>	不法投棄の責任が排出者に及ぶ場合	<ul style="list-style-type: none"> ①委託基準違反の委託 ②マニフェストの不交付・虚偽記載 ③最終処分の確認の怠り ④不法投棄した者が不明・賠償資力が不十分な場合で、排出者が過失により不法投棄されることを知らなかった等の場合
	不法投棄の責任が排出者に及ぶ場合	<ul style="list-style-type: none"> ①委託基準違反の委託 ②マニフェストの不交付・虚偽記載 ③最終処分の確認の怠り ④不法投棄した者が不明・賠償資力が不十分な場合で、排出者が過失により不法投棄されることを知らなかった等の場合 		
	野外での廃棄物焼却の禁止	野外での廃棄物焼却は、廃棄物処理基準や政令等に従う場合を除き、すべて禁止されています。		
排出抑制の徹底	多量排出者が産業廃棄物の減量等計画を作成し提出しなかった場合には、罰則が適用されます。			

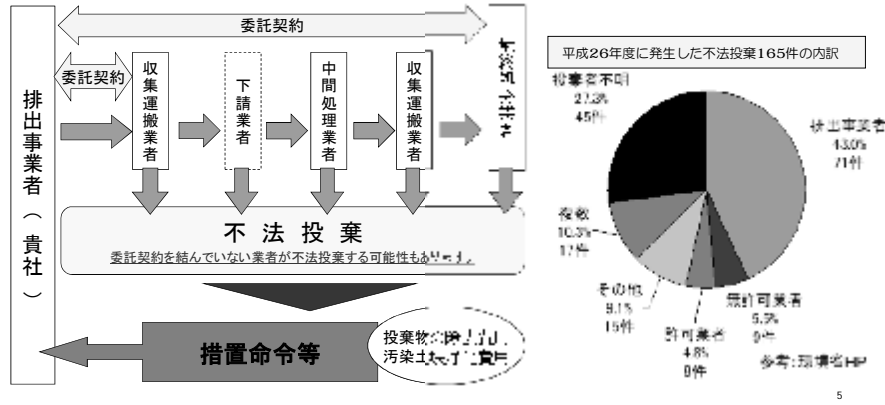
4

2. 不法投棄と排出者責任

法改正により、平成13年4月1日以降は、適正な委託契約を締結し manifests を正しく交付していても、最終処分までの確認を怠っていたり、以下に該当する場合は、不法投棄の責任が排出者まで及び、不法投棄されたゴミの撤去など原状回復義務や代執行費用の支払義務を相当の範囲内で排出者が負うことになりました。

排出者に責任が及ぶ場合

- A. 不法投棄した者が不明または賠償資力が不十分な場合
- B. 排出者が過失により不法投棄されることを知らない、適正な対価を負担していない、または排出者に措置命令・費用求償することが適当と判断される場合



3-1. 産業廃棄物排出者責任保険(おおさかサポートプラン)の概要

<p>おおさかサポートプラン とは...</p>	<p>大阪府が認定する優良処理業者への委託状況(割合)等によって保険料の割引が適用される、大阪府限定の産業廃棄物排出者責任保険です。</p>
補償内容	<p>被保険者が第三者に委託した産業廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令もしくは勧告または除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>
お支払いの対象となる損害	<p>保険金支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる損害賠償金や費用です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物処理法、国内バーゼル法の措置処分等に基づく汚染浄化費用 ② 廃棄物に起因し、被害を被った第三者に対して支払うべき損害賠償金 (健康被害を被った第三者に対する医療費、逸失利益、慰謝料や漁業権・入漁権を侵害した第三者に対する損害賠償金をいいます。) ③ 争訟費用 (訴訟、仲裁、和解または調停について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用をいいます。) ④ 第三者に損害の賠償を請求できる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために被保険者が支出した必要または有益な費用(求償権保全費用) など <p>※複数排出者の廃棄物が1カ所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等に基づき被保険者の責任範囲を定め、その範囲に対応した費用が対象となります。 ※本保険では、補償(保険)期間中に被保険者に対して賠償請求が提起された場合のみが対象となります。</p>
お支払する保険金	<p style="text-align: center;">お支払保険金 = (上記①から④ の合計額) × 90%</p>

3-2. 産業廃棄物排出者責任保険(おおさかサポートプラン)の概要

主な免責	<p>■以下に該当する場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 被保険者自ら不法投棄した場合 ② 被保険者が、不法投棄されることを認識しながら委託した産業廃棄物が不法投棄された場合 ③ 被保険者が無許可業者に処理委託した産業廃棄物が不法投棄された場合 ④ 被保険者がマニフェストを交付しない、または虚偽記載した産業廃棄物が不法投棄された場合 ⑤ 被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合 ⑥ 被保険者が法人の工場、事業所に該当し、不法投棄の責任の所在が当該法人において被保険者にあることが明確になっていない場合 ⑦ 保険契約時に定める遡及日より前に排出した産業廃棄物が不法投棄された場合 ⑧ 被保険者がマニフェストを法令で定められた期間保存していなかった場合 など</p> <p>■次の費用は保険金お支払いの対象となりません。</p> <p>① 不動産価格の下落 ② 廃棄物処理業者の身体障害、財物損壊 など</p>								
保険料例	<p>保険料例は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;"> <例1> 産業廃棄物(廃プラスチック)年間排出量160tの事業者 保険金の年間支払限度額 1億円 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="padding-right: 20px;"> 年間保険料 260,000円 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 各種割引適用 すると 130,000円! </td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;"> <例2> 産業廃棄物(木くず・鋸さいがれき)年間排出量1500tの事業者 保険金の年間支払限度額 1億円 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="padding-right: 20px;"> 年間保険料 890,000円 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 各種割引適用 すると 445,000円! </td> </tr> </table> <p>※ご提出いただく質問書兼告知書の記載内容によっては、契約のお引受けができない場合や、保険料水準が変わる場合があります。</p>	<例1> 産業廃棄物(廃プラスチック)年間排出量160tの事業者 保険金の年間支払限度額 1億円	➡	年間保険料 260,000円	各種割引適用 すると 130,000円!	<例2> 産業廃棄物(木くず・鋸さいがれき)年間排出量1500tの事業者 保険金の年間支払限度額 1億円	➡	年間保険料 890,000円	各種割引適用 すると 445,000円!
<例1> 産業廃棄物(廃プラスチック)年間排出量160tの事業者 保険金の年間支払限度額 1億円	➡	年間保険料 260,000円	各種割引適用 すると 130,000円!						
<例2> 産業廃棄物(木くず・鋸さいがれき)年間排出量1500tの事業者 保険金の年間支払限度額 1億円	➡	年間保険料 890,000円	各種割引適用 すると 445,000円!						

4. お見積りの流れ(ご参考)

『産業廃棄物排出者責任保険』『質問書兼告知書』にご記入をいただき、以下の項目について、確認させていただきます。

- ・環境マネジメント体制
- ・産業廃棄物の排出量や排出物
- ・委託されている産廃処理業者についての情報

告知書と一緒にご提出いただく書類は以下のとおりです。

- ・貴社の会社案内
- ・貴社製品カタログ
- ・事故対策規定等文書(マニュアル)写

■大阪府が認定する優良処理業者への委託状況(割合)等によって保険料の割引が適用されます。

【お問合せ先】



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪金融公務部第一課 担当:清水(E-mail: tshimi zu26@sjnk.co.jp)

TEL: 06-6449-1050 FAX: 06-6449-1388

ご質問、告知書のデータ送付など、なんなりとお申し付け下さい。